

ご存知ですか？

福祉関係
の
手当

特別障害者手当・障害児福祉手当のこと

問い合わせ・提出先

福祉課障がい福祉係 ☎ (22) 2111 (内線295・294)

名称	特別障害者手当	障害児福祉手当																					
目的	精神または身体に著しく重度の障がいがある20歳以上の特別障がい者の、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、福祉の向上を図ることを目的としています。	精神または身体に重度の障がいがある満20歳未満の重度障がい児に対して、その障がいのため必要となる、精神的、物質的な特別の負担軽減の一助として手当を支給することにより、特別障がい児の福祉の向上を図ることを目的としています。																					
手当の対象者	<p>日常生活において、常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅の重度障がい者が支給対象になります。</p> <p><支給の対象となる障がいの程度> おおむね次の障がい重複する方またはそれと同程度以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数おおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい <p>※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が障害者支援施設や養護老人ホーム、特別養護老人ホームなどの施設に入所しているとき ・障がい者が病院または診療所に継続して3カ月を超えて入院しているとき 	<p>日常生活において、常時介護を必要とする、20歳未満の在宅の重度障がい児が支給対象になります。</p> <p><支給の対象となる障がいの程度> おおむね次の障がい有する方またはそれと同程度以上の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ○身体障害者手帳の1、2級 ○知能指数おおむね20以下の知的障がい ○日常生活において常時介護を必要とする程度の精神障がい <p>※上記障がい程度は目安ですので、審査後、障がいの程度によっては、支給基準に該当しない場合があります。</p> <p>※また、次のような場合は手当を受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児が障がい支給事由とする年金を受けるとき ・障がい児が障害児入所施設などの施設に入所しているとき 																					
所得制限 ※扶養の状況により限度額に 加算できる場合 があります	<p>手当を受ける方やその配偶者および扶養義務者の前年の所得が限度額以上ある場合は、手当の支給が停止されます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族 の人数</th> <th>請求者本人の 所得制限限度額</th> <th>配偶者、扶養義務者、 養育者の所得制限限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0人</td> <td>360.4万円</td> <td>628.7万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>398.4万円</td> <td>653.6万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>436.4万円</td> <td>674.9万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>474.4万円</td> <td>696.2万円</td> </tr> <tr> <td>4人</td> <td>512.4万円</td> <td>717.5万円</td> </tr> <tr> <td>5人</td> <td>550.4万円</td> <td>738.8万円</td> </tr> </tbody> </table>		扶養親族 の人数	請求者本人の 所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、 養育者の所得制限限度額	0人	360.4万円	628.7万円	1人	398.4万円	653.6万円	2人	436.4万円	674.9万円	3人	474.4万円	696.2万円	4人	512.4万円	717.5万円	5人	550.4万円	738.8万円
扶養親族 の人数	請求者本人の 所得制限限度額	配偶者、扶養義務者、 養育者の所得制限限度額																					
0人	360.4万円	628.7万円																					
1人	398.4万円	653.6万円																					
2人	436.4万円	674.9万円																					
3人	474.4万円	696.2万円																					
4人	512.4万円	717.5万円																					
5人	550.4万円	738.8万円																					
支給額 支給月	<p>【手当月額】 26,620円</p> <p>【支給月】 2月、5月、8月、11月（各月10日）</p>	<p>【手当月額】 14,480円</p> <p>【支給月】 2月、5月、8月、11月（各月10日）</p>																					
手続き 提出先	<p>○認定請求書を提出し福祉事務所長の認定を受けることで支給されます。</p> <p>【必要書類】 ①手当認定請求書 ②手当所得状況届 ③所定の診断書 ④その他必要書類</p>																						

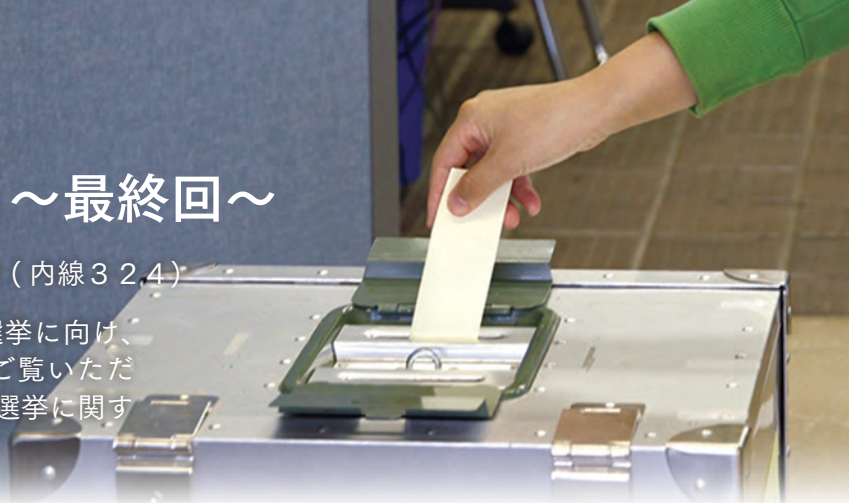
※受給資格があっても請求しないと手当を受給できませんのでご注意ください。

手当月額については平成28年4月に改定予定です。改定後の支給額は4月号でお知らせします。詳しくは、お問い合わせください。

選挙を考える ～最終回～

問 選挙管理委員会事務局 ☎ (22) 2111 (内線324)

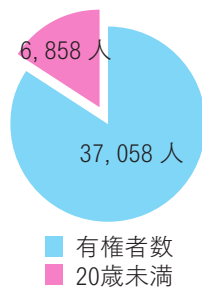
今年の夏に行われる予定の参議院議員通常選挙に向け、中野市の投票率の推移や選挙執行状況などをご覧いただき、選挙に対する関心を高めていただくため、選挙に関する情報を掲載します。



Q 中野市の選挙人
(有権者)数は?



A 3万7058人(平成27年12月2日時点)です。中野市の人口が4万3916人(同時期の広報発表人数)ですので、人口の約84%の方が選挙(政治)に参加できることとなります。



⚠ 市民の約16%の方は選挙権がありません。未成年者の将来は、84%の有権者の皆さんに託されています。

Q 直近の選挙での投票率は?



A 平成27年4月12日執行の県議選では、投票率は43.91%で、投票者数はわずかに1万6111人でした。

⚠ 有権者の半分以上の方が選挙(政治)に参加していないこととなります。

💡 選挙まめ知識

【当選人がくじで決まる場合がある】

選挙は法律によって公平に行われるものですが、当選人の決定という最も大切なことがくじによって行われる場合があります。

得票数が同じであるときは、選挙長(当該選挙に関する事務を管理する人)がくじで定めます。

【選挙の七つ道具】

選挙の際、候補者は選挙運動をしますが、無制限な選挙運動を認めると、その選挙がお金や権力などによってゆがめられてしまう恐れがあります。

Q 政治と選挙の関係は?



A 選挙とは、私たちの代表を選び、私たちの意見を政治に反映させるためのものです。

⚠ 私たち一人ひとりが政治に関心を寄せること

す。

そこで法律では、一定の選挙運動を行うために必要な表示板(選挙カーなどに貼るもの)や、候補者・選挙運動員がまちで演説するとき、腕身に付ける腕章などの物品を選挙管理委員会が無料で交付することとしています。こうした物品を俗に「選挙の七つ道具」と言います。



【投票用紙の秘密】

投票用紙は紙で出来ていますが、その紙は特殊な素材で出来ています。折り曲げても時間がたつと

で、選挙はもつと身近なものになります。

選挙は、あなた自身、家族、地域の将来を決める大切なこと

隔月で掲載してきた連載企画「選挙を考える」は今回で最終回となります。

自然に開くようになっており、開票作業を素早く行うことができます。

【市長選の当日投票だけ投票用紙が違う】

中野市の市長選は、記号式投票用紙を使用しています。これは、投票用紙にあらかじめ立候補者の名前が印刷されており、これに対して丸の記号印を押印し投票するものです。

記号式だと、立候補者の名前を書く手間が省け、誤字脱字などによる無効票が少なくなります。

投票用紙に立候補者の名前を書く方式は自書式といい、選挙管理委員会では選挙によって使い分けています。

全5回にわたってご覧いただき、ありがとうございました。

今年、7月に参議院議員通常選挙、11月に中野市長選挙が予定されています。

⚠ 自分の将来のため、地域の将来のために、皆さんの声を投票という形で表現してください。